

みらいエコ住宅 2026 事業補助金 (GX 志向型住宅)

交付規程 (案)

制定 年 月 日

(通則)

第1条 みらいエコ住宅 2026 事業補助金 (GX 志向型住宅) (以下「本補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号)、その他の法令、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (脱炭素志向型住宅の導入支援事業) 交付要綱 (令和8年1月26日付け環地温発第26012611号。以下「交付要綱」という。) 及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 (脱炭素志向型住宅の導入支援事業) 実施要領 (令和8年1月26日付け環地温発第26012611号。以下「実施要領」という。) の規定 (以下「法令等」という。) によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、みらいエコ住宅 2026 事業事務局 (交付要綱第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者をいう。以下「本事務局」という。) が行う補助金を交付する事業の手続等を定め、これをもってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 本事務局は、本補助金の趣旨に則り、実施要領第3(1)に定めるGX志向型住宅の新築若しくは分譲を行う者に対して、その新築住宅の工事において一定の出来高に到達した事業 (以下「補助事業」という。) の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として本事務局が認める経費 (以下「補助対象経費」という。) について、環境大臣からの交付の決定額の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙1に定める暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 別紙2に定める住宅省エネ 2026 キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書を本事務局に提出し登録を受け、みらいエコ住宅 2026 支援事業 (以下「本事業」という。) に参加申告をした事業者 (以下「申請者」という。) は、補助金の交付を受けようとする

場合、別紙2に定める交付申請書及び基礎工事完了確認書に本事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別に定める時期までに本事務局に提出しなければならない。

- 2 申請者は、補助事業を共同して行う新築住宅の建築主又は購入者（以下「共同事業者」という。）と別紙2に定めるみらいエコ住宅2026事業共同事業実施規約（以下「共同事業実施規約」という。）を締結することにより、共同事業者から本補助金に係る一切の手続きを受託するものとする。

（変更申請）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、本事務局に申し出を行い、本事務局の承認を得なければならない。

（交付の決定の通知）

第6条 本事務局は、第4条の規定による交付申請書の提出があった場合には、内容について審査し、また必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めるときは、本補助金の交付及びその額の決定（以下「交付決定」という。）を行い、別紙2に定める交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

（交付の条件）

- 第7条 補助金の交付の決定には、補助事業者に対して、次の条件が付されるものとする。
- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
 - 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ本事務局の承認を受けなければならない。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
 - 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、別紙2に定める取り下げ申請書を本事務局に提出して承認を受けなければならない。
 - 五 補助事業者は、前号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を除き、当該住宅の引渡し等が完了した後、本事務局が定める完了報告に必要な添付書類（以下「完了報告書等」という。）を添えて、別に定める期日までに本事務局に提出し、完了報告を行わなければならない。

- 六 補助事業者は、本事務局が別に定める期日までに、新築住宅の工事において一定の出来高に到達したことを本事務局に報告しなければならない。ただし、当該期日までに前号に定める「完了報告書等」が提出されている場合は、この限りでない。
- 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、本事務局の要求があったときは速やかに遂行状況を本事務局に書面をもって報告しなければならない。
- 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく本事務局に報告しなければならない。
- 九 本事務局は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 本事務局は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を本事務局に納付させることができる。
- 十一 補助事業者は、補助事業の途中又は完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）又は本事務局から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、本事務局が交付決定通知書に定める期日までに申請の取り下げを申し出ることができる。

（補助事業の遂行の命令等）

第9条 本事務局は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは共同事業者に対して報告を求め、又は補助事業者若しくは共同事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

2 補助事業者及び共同事業者は、前項の報告、立ち入り、検査等に協力しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙2に定める実績報告書を提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第11条 本事務局は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請をあらかじめ書面をもって提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 本事務局は、第10条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、別紙2に定める交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙2に定める請求書を本事務局に提出しなければならない。

(補助金の還元)

第14条 補助事業者が前条の規定による本補助金の支払いを受けたとき、補助事業者は受領した当該補助金相当額について、次の各号のいずれかに該当する方法のうち、共同事業実施規約に署名した際に合意する方法により直ちに共同事業者に還元するものとする。

- 一 本補助金に係る契約（以下「本件契約」という。）における共同事業者の補助事業者に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
- 二 現金で支払う方法（本件契約に係る代金が精算済みであり、共同事業者の補助事業者に対する債務に充当できないことが見込まれる場合に限る。）

(交付決定の取消し等)

第15条 本事務局は、第7条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者又は共同事業者が、法令等又は本規程に基づく本事務局の処分若しくは指示等に従わない場合
- 二 補助事業者又は共同事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- 三 補助事業者又は共同事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者又は共同事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 補助事業者又は共同事業者が、別紙1 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 六 補助事業者又は共同事業者が補助対象工事等について国費を財源とする他の補助事業と重複して補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- 七 完了報告期限内に本規程第7条第五号に規定する完了報告書等が提出されない場合又は提出された完了報告書等において報告された事業が、実施要領第3（1）に規定する交付の対象となる事業に該当しない場合
- 八 出来高到達報告期限内に本規程第7条第六号に規定する出来高到達報告が確認できない場合
- 2 本事務局は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。
- 3 本事務局は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、第1項第四号に規定する場合を除き、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴することができるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴することができるものとする。

（加算金の計算）

第16条 本事務局は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条 本事務局は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（取得財産等の管理等）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、

善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表を第10条に定める実績報告書に添付して提出するものとする。ただし、本事務局が別に定める場合は、この限りでない。
- 3 本事務局は、補助事業者又は共同事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を本事務局に納付させることができるものとする。ただし、当該処分が次条第3項ただし書に該当する場合は、この限りでない。
- 4 本事務局は、前項の納付については、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴することができるものとする。

（財産処分の制限等）

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、本事務局が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者及び共同事業者は、前項の規定により定められた期間内において、本事務局の承認を受けずに、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、本補助金の交付を受けた住宅を住宅として販売、譲渡若しくは貸し付け等を行う場合は、この限りでない。
- 4 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、本事務局が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。なお、本事務局は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 補助事業者及び共同事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、本事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、書面により速やかに本事務局に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。）。本事務局は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、同条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同条第五号の規定に基づく完了報告、同上第六号の規定に基づく出来高到達報告、同条第七号の規定に基づく状況報告、同条第八号の規定に基づく名称変更等の報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく実績報告、第11条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第13条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第2項の規定に基づく取得財産等の報告、第19条第4項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第20条第2項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、本事務局が定めた場合に限り電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第22条 本事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織又は電子メール等を使用する方法により行うことができる。

(秘密の保持)

第23条 本事務局は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って本事務局に提出する各種申請書類及び経理の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等の補助事業の遂行に関する一切の処理を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙1の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(本規程の変更)

第25条 本事務局は、本規程を変更する必要があると認めるときは、要綱第14条に定める大臣の承認を受けて、本規程を変更できるものとする。

2 本事務局が本規程を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本事業に係るウェブサイト等により、本規程の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を周知するものとする。ただし、上記に関わらず、当該変更が申請者及び共同事業者一般の利益に適合する場合又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

3 変更後の本規程については、本事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとする。

(申請者の地位を失った場合の取扱い)

第26条 申請者が倒産、死亡等により、又は補助事業者としての資格の停止や喪失等により、第4条に定める交付の申請、第6条に定める交付決定の通知の受理又は第8条に定める申請の取下げその他の補助事業に係る手続きを継続することが困難となった場合、本事務局は環境省地球環境局長の承認の上、当該申請者が行った補助事業に係る補助金の取扱いについて、別に定めることができる。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、本事務局が別に定める。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

(別表) みらいエコ住宅2026事業補助金 (GX志向型住宅)

補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

区分	補助対象経費の区分	補助率	補助金の上限額
GX 志向型住宅の新築	新築住宅の工事において一定の出来高に到達するまでの工事費（ただし、太陽光発電システムの設置に係る費用を除く。）	定額	110万円／戸 （ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく地域の区分1～4に新築する場合 125万円／戸）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 2

交付規程様式等

様式 1	住宅省エネ2026キャンペーン・住宅省エネ支援事業者登録申請書
様式 2	みらいエコ住宅2026事業交付申請書
様式 3 - 1	みらいエコ住宅2026事業共同事業実施規約 【新築用】
様式 4	みらいエコ住宅2026事業交付決定通知書
様式 5	みらいエコ住宅2026事業実績報告書（兼、請求書）
様式 6	みらいエコ住宅2026事業交付額確定通知書
様式 7	みらいエコ住宅2026事業取り下げ申請書
様式 8	みらいエコ住宅2026事業財産処分承認申請書
様式 9	みらいエコ住宅2026事業基礎工事完了確認書